第４２回大阪府障がい者施策推進協議会　議事録

日時 平成２９年１０月５日（木曜日）

午後２時から５時

場所 KKRホテル大阪　2階　星華の間

出席委員（五十音順、敬称略）

（一財）大阪府身体障害者福祉協会評議員 　　　　　　　嵐谷　安雄

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事 　　　　　　　井上　泰司

（公社）大阪聴力障害者協会会長 　　　　　　　　　　　大竹　浩司

（一社）大阪精神科病院協会会長 　　　　　　　　　　　河﨑　建人

神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授　　　　　　　　　　河﨑　佳子

（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長 　　　　　　　倉町　公之

（社福）大阪府社会福祉協議会会長 　　　　　　　　　　　小西　禎一

（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長 　　　　　　　　　　　坂本　ヒロ子

京都光華女子大学健康科学部医療福祉学科教授 　　　　　　　佐々木　勝一

（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長 　　　　　　　　　　　髙橋　あい子

（特非）大阪難病連副理事長 　　　　　　　　　　　　　　　田澤　英子

大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会 　　　　　　　壷井　一平

（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長　　　　　　　　柴原　浩嗣

（社福）四天王寺福祉事業団四天王寺太子学園施設長　　　　　　原　健一郎

（一社）大阪自閉スペクトラム症協会理事 　　　　　　　福田　啓子

大阪府市長会健康福祉部会長（大阪狭山市長） 　　　　　　　古川　照人

障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長　　　　　　古田　朋也

* 関西学院大学人間福祉学部名誉教授 　　　　　　　　　　　牧里　毎治

（一社）大阪知的障害者福祉協会会長 　　　　　　　　　　　松上　利男

（公社）関西経済連合会労働政策部長 　　　　　　　　　　　三村　典子

大阪府障がい者スポーツ協会事務局長 　　　　　　　　　　　宮村　誠一

大阪精神障害者連絡会代表　　　　　　　　　　　　　　　　　山本　深雪

　　大阪保健医療大学保健医療学部リハビリテーション学科教授　　吉田　文

　◎　会長

○事務局

　それでは定刻になりましたので、ただいまより「第４２回　大阪府障がい者施策推進協議会」を開催いたします。委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は、障がい福祉室障がい福祉企画課の北村と申します。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

　それでは、開会に当たりまして、障がい福祉室長の西口より一言ごあいさつを申し上げます。

○事務局

　皆さん、こんにちは。紹介をいただきました、大阪府の障がい福祉室長の西口でございます。本日はご多忙の中、第４２回大阪府障がい者施策推進協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから、大阪府の障がい福祉施策の推進に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

　本来なら酒井福祉部長がまいりましてごあいさつをさせていただくところでございますけれども、本日は府議会の本会議が開かれておりまして、出席がかないません。僭越ですが、私から一言ごあいさつをさせていただきます。

　現在、大阪府では「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマといたしまして、２０２５年の万国博覧会の誘致を目指しております。この「いのち輝く」という言葉は、障がいのある人もない人も、一人ひとりが人として尊重され、その人らしく生きる、そのことをしっかりと支える社会づくりにつながると考えております。

　少し言いかえますと、障がいのある人への配慮や人々がお互いに相手を気遣い、支え合うことのできるまちは、全ての人にとって暮らしやすいまち、優しいまち、すなわち、共に生きる社会、「共生社会」の実現につながると考えております。

　障がいのある方々の自立と社会参加の促進やユニバーサルデザインの一層の広がり、新たな技術革新への期待も高まるところでございます。皆さまにもさまざまな場面におきまして、大阪万博の実現に向けてご支援を賜りますよう、お願いをしているところでございます。

　さて、第４次大阪府障がい者計画の改訂でございますけれども、本年５月、本協議会からいただきました意見具申を最大限に尊重しながら、現在、大阪府におきまして計画案を作成しているところでございます。本日は、計画の中心でございます「第３章」生活場面に応じた施策の推進方向についてご審議いただきたいと考えております。

　併せて、今年度は、障害者総合支援法に基づく第５期障がい福祉計画と、児童福祉法に基づく第１期障がい児福祉計画を策定する必要がございます。

　ご存知のとおり、大阪府の障がい者計画は、これらの計画を包含するものといたしまして一体的に策定しておりますことから、本日ご審議いただく「第３章」は、これらの計画に掲げる目標等の達成に向けた方策にも位置付けられるものでございます。

　大阪府といたしましては、本計画の基本理念でございます、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」の実現を目指しまして、障がいのある、なしにかかわらず、全ての府民、事業者、市町村など、さまざまな関係者の参画と協働のもと、より一層、社会全体での取組みが促進されますように、改訂作業を進めてまいりたいと考えております。

　皆さまにおかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見、ご提案を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

現在の委員は、配付しております名簿のとおりでございます。本日は委員数３０名のうち２３名のご出席をいただいております。大阪府障害者施策推進協議会条例第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　併せまして、本日第４２回の会議から新たにご就任いただきました委員の方についてのみ、お名前をご紹介させていただきます。

　大阪難病連副理事長、田澤委員でございます。

　大阪保健医療大学保健医療学部リハビリテーション学科教授、吉田委員でございます。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

　次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日の次第

委員名簿

配席図

　資料１　第４次大阪府障がい者計画後期計画の構成と今後のスケジュールについて

　資料２　第４次大阪府障がい者計画、後期計画の第３章第２節（事務局案）

　参考資料　第５期障がい福祉計画等に関する大阪府の基本的考え方

　以上、不足のものはございませんでしょうか。なお、大阪府におきましては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配付資料と共に、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名までは記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いします。

　次に、この会議につきましては、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員、点字資料を使用されております視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際には、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるよう、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料につきましては、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等のご配慮をお願いいたします。

　それでは、以降の議事進行につきましては、牧里会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい、それでは始めさせていただきたいと思います。今日は、第４次大阪府障がい者計画の後期計画だけが議題なんですが、既にお手元に資料がありますように、かなりボリュームがあります。これについて、全てやろうと思うと時間がかかるのですが、通常の時間と違って、きょうは３時間ぐらい時間を取らせていただきました。長丁場になりますので、途中で休憩も差し込みたいとは思っていますが、ご協力よろしくお願いしたいと思います。

　進め方ですが、まず全体像のことですね。今後のスケジュールとか、全体の構成はどうなっているかとかということをまず事務局からご説明をいただいて、特に生活場面のところ。これについて、２部ぐらいに分けて議論をしていただきたいと思っています。もちろん、事務局からまず概略の説明をいただいて、その後皆さんからご質問とか、ご意見をいただくようにしたいと思っています。よろしくお願いします。

　それでは、まず計画全体の構成とスケジュールについて、事務局からご説明をいただきたいと思います。

○事務局

はい、事務局でございます。障がい福祉企画課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私から資料のご説明をさせていただきたいと思います。座らせていただきます。

　まず、資料１をご覧ください。第４次大阪府障がい者計画（後期計画）の構成と今後のスケジュールについてということでございます。計画の各章と、いつの協議会でご議論いただく予定になっているかというものをまとめた表になってございます。

　本日の第４２回におきましては、５月に推進協で取りまとめていただきました意見具申を受けまして、まずは第３章第２節の部分、生活場面ごとの施策の推進方向につきまして、大阪府といたしまして修文を行いました案を本日お示ししておりますが、ご議論いただきたいと考えております。

　いただきました意見具申につきましては、計画の本文に反映させるもの、具体的な施策で実現していくものといった整理をいたしまして、最大限に尊重する形で事務局案を作成したところでございます。

　今後の議論のスケジュールでございますけれども、本協議会は本日を含めまして、あと３回実施させていただきたいと思っております。次回の第４３回につきましては、来年の１月ごろに開催を予定しております。意見具申の指摘を踏まえまして、全ての生活場面に共通する課題、事項を扱う第３章第３節を新たに起こすことといたしまして、この中に地域共生社会、障がい理解の促進、人材育成、合理的配慮の必要性などの視点を盛り込みました章を作成したいと考えております。その事務局案を次回お示しするということにしたいと思っております。

　また、併せまして、第４章にございます第５期大阪府障がい福祉計画および第１期大阪府障がい児福祉計画につきまして、現在各市町村で数値目標を精査していただいているものを積み上げる形で、大阪府全体の目標値としてお示しする予定としております。市町村で精査していただいております数値目標につきましては、この８月から９月にかけまして、全４３市町村にヒアリングをさせていただきました。その中で、各市町村に達成していただきたい数値等につきまして、大阪府としての考え方をお伝えし、意見交換を行ってきたところでございます。

　併せまして、計画の第１章から第３章の第１節までの修文案、そして第３章第２節につきましては、本日の議論を踏まえた再修正など、計画全体についての絵姿について、次回お示ししたいと考えております。

　次回の議論を踏まえまして、２月にはパブリックコメントを実施いたしまして、その意見も踏まえた最終形の障がい者計画を、第４４回の推進協にお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○牧里会長

ただいまの説明につきまして、皆さん方からご質問とかご意見はありますか。

○委員

第３節の新節のだいたいの内容は、どんなイメージか教えていただけたらと思います。

○牧里会長　はい、もう一度ご説明をいただけますか。

○事務局

事務局でございます。この第３章第３節の中には、今国でもいろいろ議論をされております地域共生社会に関する大阪府としての考え方とか、５月の意見具申の議論の中で、各生活場面に共通して横たわっている課題といったものをきっちり位置付けるべきではないかというご意見をいただいておりましたので、障がい理解の促進とか人材育成、そして合理的配慮の必要性といったような視点を盛り込んだ形の内容を作成してまいりたいと考えております。

○委員

前に言っていた地域を育むというような、そんな名称になるという部分ですね。

○事務局

はい、そこの部分でございます。

○牧里会長

ほかにいかがでしょうか。はい。

○委員

第４章の数値目標の見込み量についてですが、現在市町村で調査をされているということですが、この調査のフォーマットというのですか、中身というのは、割と統一されたもので調査をされているのかどうか。あるいは、府が示したフォーマットに基づいての調査なのか、もしくは市町村独自でそういう調査のフォーマットをつくって見込み量について調べているのか。どういう形になっているかということを質問したいのですが、よろしくお願いします。

○牧里会長

はい、いかがですか。

○事務局

おっしゃっていらっしゃるのは、ニーズ調査というところでございましょうか。

○委員

はい。

○事務局

ニーズ調査につきましては、基本的には各市町村の方針に則ってやっていただくということでございますけれども、成果目標等の数値見込みにつきましては、参考資料にも本日付けさせていただいておりますけれども、第５期計画、そして第１期の障がい児計画の成果目標に関する大阪府の基本的な考え方というもので、基本的な数値の立て方の考え方をお示しさせていただいております。

　この考え方につきましては、先ほども申し上げましたとおり、この夏に全市町村にヒアリングをさせていただいておりまして、その中で個別にご説明をさせていただいているという状況でございます。

○牧里会長

はい、よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

○委員

数値目標等に関わって、市町村からヒアリングをしてということで、府としては市町村の積み上げ数値をそのまま目標数値にしていくというご報告やったんですけれども、結構、市町村間で供給基盤整備の状況の違いだとか、いろんなものがあるかと思うんですが、その点では単純積み上げ方式でいくのか、それともやっぱり一定の水準を担保していくような目標数値の振り方をするのか、その辺についてはどういうふうな方向で府の計画の位置付けをされるのかを、もう一遍確認したいと思います。

○事務局

はい。基本的には、先ほどご紹介しましたこの参考資料の大阪府の基本的な考え方の数値の目標を、大阪府の数値として掲げていきたいと考えております。１０月、１１月ごろに各市町村からそれぞれの計画として掲げる数値を大阪府でいったん集計をしたいと思っておりますので、その数値の状況を見る中で、再度各市町村さんとお話をさせていただくということもあるのかと考えております。

○牧里会長

はい、よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。特にないようであれば、生活場面の検討に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

　それでは、第３章の２節。結構ボリュームがありますので、冒頭にも申し上げましたように、生活場面のⅠ～Ⅲ、「働く」というところですね。ここまで、まず一括して事務局から説明をいただき、そして皆さんからご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○事務局

はい。それでは事務局から前半部分、生活場面のⅠ～Ⅲについてご説明をさせていただきます。資料２をご覧ください。

　各生活場面とも共通の構成となってございます。まず、生活場面Ⅰでご覧いただきますと、１ページ目でございますが、１といたしまして、目指すべき姿と現状の評価、課題というところがございます。次、２ページに入りまして、個別分野ごとの施策の方向性ということで、生活場面ごとに重要な視点につきまして、大阪府として取り組むべき方向性を文章で示しているものでございます。

　この文章編の中には、四角囲みで数値目標を掲げてございますけれども、ここに掲げております目標の多くは、次回、第４３回でお示しする予定の第５期障がい福祉計画、そして、第１期障がい児福祉計画の成果目標に関する目標でございまして、数値の部分については空欄として本日はお示ししております。ということで、本日は数値目標ということではなく、文章の部分につきましてご議論をいただきたいと考えております。

　この後、８ページ以降が具体的な取組み目標ということでございまして、具体的な施策の一覧を掲載させていただいております。これらの事業につきましては、今後の予算要求等とも関連してまいる部分でございますので、現時点で記載できる範囲での資料となっております。

　この部分につきましては、本日は参考としてご覧いただきまして、説明は割愛させていただきたいと存じております。

　それでは、中身につきまして説明をさせていただきます。１ページにお戻りください。

　生活場面のⅠでございます。表題を「地域やまちで過ごす」と記していたものを、「地域やまちで暮らす」に変更させていただいております。

　２ページでございます。（１）の①入所施設からの地域生活への移行というところでございます。一つ目の丸の２段落目でございますけれども、この中に施設入所者の地域生活に関する移行の把握をやっていくという記述をさせていただいております。

　そして、下のほうでございます。②番でございます。精神科病院からの地域生活の移行というところでは、一つ目の丸の中で、平成２９年度から取組みを始めております地域精神医療体制整備広域コーディネーターの配置に関する記述をさせていただいております。

　３ページでございます。一つ目の丸。この中には、保健医療、そして福祉関係者による協議の場の設置に関する記載をさせていただきました。

　（２）でございます。入所施設の今後の機能のあり方の部分でございます。一つ目の丸の中には、職員への意識啓発、支援の充実といったような記述をしております。

　（３）でございます。①グループホームなど住まいの確保のところでございますけれども、一つ目の丸の中に、困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備と、整備に向けた検討という記載をさせていただきました。

　次、４ページでございます。②番でございます。必要なサービスの確保ということで、先ほどの住まい以外のさまざまなサービスについて記載しているところでございます。

　一つ目の丸でございます。日中活動、そして短期入所等のサービス提供確保の重要性について、そして、障がい者等の高齢化、重度化、そして、親亡き後を見据えた支援の重要性について。とりわけ地域生活支援拠点の整備をしっかり進めていくといったようなところにつきまして記載させていただきました。

　三つ目の丸には、移動支援についての記載につきましても、させていただいております。

　③番です。相談支援体制の強化でございます。５ページになります。

　一つ目の丸には、各種相談機関の役割分担と連携についてということ。二つ目の丸には、相談支援専門員の専門性の強化について、研修等の実施に関することの記載をしております。

　四つ目の丸でございます。この中では、難病児者支援対策会議の設置ということで、難病患者の方の支援についての記載をさせていただいております。

　④番、自立支援協議会の機能強化でございます。この５ページの下から６ページにかけまして、市町村の協議会の活性化とか、府の取組みの強化についての記載をさせていただいております。

　⑦でございます。人材の確保についてでございます。この中では、人材の確保を図るとともに、質の向上についても取り組んでいくといったようなところを記載させていただいております。

　（4）まちで快適に生活できるでございます。７ページに入ります。この中では、福祉のまちづくりとか、バリアフリー駅舎等の安全確保といった記載を中心にさせていただいている部分でございます。

　それでは、飛びまして１６ページをご覧ください。生活場面のⅡ「学ぶ」でございます。１６ページの下半分のところになりますけれども、（１）早期療育を受けるの②番、療育支援の充実というところで、１７ページになりますけれども、一つ目、そして二つ目の丸の中に、第１期障がい児計画の成果目標に連動した記述をさせていただいております。重症心身障がい児を受け入れます児童発達支援、そして、放課後等デイサービスの確保。そして、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の実施といったような記載をさせていただいております。

　③番です。発達障がいのある幼児、児童への支援ということでございまして、１８ページでございます。三つ目の丸の中には、保護者支援としてのペアレントメンターの普及とか、ペアレントプログラムの導入に関して記載しております。

　四つ目の丸では、発達障がい児者に対する切れ目のない支援に関する記載をさせていただきました。

　その下、（２）教育を受けるでございます。この中で、①が幼児教育、②番としまして小中学校教育、③番といたしまして、後期中等教育の充実というセクションを設けております。

　この中では、共通して記載をしておりますことは、インクルーシブ教育の理念を踏まえまして、共に学び、共に育つ機会の確保を充実すること、そして、障がい特性に応じた対応を図っていくこと、医療的ケアが必要な児童、生徒への配慮の充実を行っていくこと、そして、障がい理解促進に向けた教員の研修を行っていくことというようなことを共通して記載しているところでございます。

　２０ページでございます。後半、④番が府立支援学校の充実に関する記載、そして⑤番、就労自立に向けた教育の充実、⑥番が個別の教育支援計画の充実といったことで、記載させていただいております。

　２１ページでございます。⑦番といたしまして、府立の支援学校が地域の支援教育の充実を推進していくセンター的役割を果たしていくといった内容を記載しております。

　そして、２１ページ、一番下でございます。⑨番といたしまして、インクルーシブ教育の推進という項目を新たに追加させていただきました。

　では、続きまして３１ページをご覧ください。生活場面のⅢでございます。「働く」の場面でございます。

　まず、四角囲みの、現状の評価と課題の部分でございますけれども、下から５行目でございますが、この中で難病患者への配慮についての記載をさせていただいております。

　最終行には、職場環境として、差別のない職場を整備しているといったところの取組みについての重要性につきまして、記載させていただいております。

　この「働く」のセクションでは、大きく企業における雇用の拡大の側面、そして、障がい者への雇用支援といった観点で整理がされているということになっております。

　少し飛びますが、３３ページをご覧ください。こちらが②の続きとなっておりまして、企業等の障がい者雇用の不安の除去のセクションでございます。この中では、職場実習とかトライアル雇用、そしてジョブコーチ支援など、企業側の支援についての追記をさせていただいております。

　その下、③でございます。就労に向けた関係機関の連携でございますけれども、就労支援や、生活支援の中心といたしまして、障害者就業・生活支援センターが、地域支援ネットワークを構築していく役割を果たしていくといったことにつきまして記載しております。

　その下でございます（２）の①でございます。就労移行支援、就労継続支援事業の機能強化でございます。こちらにつきましては、障がい者の就労支援を支える福祉サービスである移行支援、そして継続支援事業につきまして、第５期障がい福祉計画に掲げてまいります成果目標に連動した記述というものを記載してございます。

　続きまして、３４ページでございます。二つ目の丸には精神障がい者や、発達障がい者の特性に応じた支援の普及につきまして記載させていただきました。

　③でございます。働く場の拡大でございます。この中では、企業等への雇用だけではなく、自営や起業などの就労についての記載、そして、三療業に関しまして、違法営業への指導といったような記載をさせていただいております。

　（３）でございます。障がい者が長く働き続けることができるというところでございますが、この部分におきましては、来年の４月から新たに始まります就労定着支援事業を含め、障がい者が働き続けるための支援方策について記載させていただいております。

　以上でございます。

○牧里会長

はい、それでは生活場面Ⅰ～Ⅲまでについて、皆さんからご質問とご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

はい、すみません。ご苦労さまです。ざっと読ませていただいたんですが、意見具申案で書かれていたポイントとか重要な内容が結構削られているように思いまして、ちょっと残念に思っています。できる限りポイントになるところは外さないでいただきたいということ。

　そして、基本的にニーズ調査を昨年やりまして、高齢の家族との同居とか、地域施設での生活の課題とか、クロス集計もしていただいたんですが、たいがいニーズ調査というのはこれに反映されないように思っていまして、それをぜひそこからパーセントも含めて言えることは、それぞれの項目に盛り込む、あるいは冒頭の最重点施策のところに状況を盛り込むなりしていただけたらと思っております。

　具体のところで指摘させていただきます。「地域やまちで暮らす」のところですけれども、目指すべき姿のところで、親亡き後のことが書かれているかと思います。家族が元気なうちから地域で暮らしていくことについて考え、準備をすると書かれているんですけれども、障がい者自身が若く、家族が元気なうちから準備というよりは、自立生活の体験をして、そこに円滑に移行できるようにしていただきたいので、そういうふうに書き直していただきたいということが一つ。

　それと、前に意見具申では、地域生活の項目で相模原事件のことで表記がありまして、もうこんな事件を起こしてはならない、より暮らしやすい地域につくり変えていくんだというような話を入れていただいていたと思うんですが、それが見当たらないのですが。最後のほうに、尊厳のほうに出てきますけれども、これは地域生活の箇所でも盛り込んでいただきたいと思っています。

　そして、入所施設からの地域移行の①です。ここに書かれてあることは今までどおりで、これで進んでいるかというと、ほとんど進んでいないのが現状ですよね。市町村に働き掛けるだけでは駄目だし、コーディネーターの配置も全然進んでいない。それは国の補助が不十分であるからとか、いろんな理由があって。報酬も低い。地域移行の経験を事業者も積み重ねられないというような、いろんな問題が絡んでいますので、これでは不十分だと思います。国に対してコーディネート配置とか、地域移行を引き受ける前の取組みとか、交通費保障、そういったことを求めていくこととか、各施設に地域から、市町村ごとにでも相談支援事業所などが訪問をする仕組みをつくるとか、ぜひとも具体的に推進できる方策、取組みを記述いただきたいなと思っています。

　そして、３ページの今後の施設機能のあり方ですけれども、やはりデータを見ていても思うのですが、１０年以上は何十％。大阪市でも７０％、１０年以上の長期入所とか、３０年以上が１５％とか、かなり高い数字で、ちょっと大阪府はそれよりも低いんですけれども。

　やはり、いまだに何十年も施設というような状態で、これはもう放置されているといえる状態だと思います。障がいが重いから施設でしか暮らせないという人は今はおられませんので、これはアプローチの問題であると認識しておりますので、長期入所、入院もそうですが、それに至る前に地域移行ができる仕組みを検討していただきたいと。そういう仕組みづくりを検討していただきたいと思いますので、その表記をぜひお願いします。

　それと、その下のグループホームですが、今国で重度対応型グループホームといって、また２０人プラスショート５人の、２５人まで最大つくられるような動きがあります。大阪府は前に、大規模グループホームの問題、３０人とかがありましたので、１０人までで併設・合築は防ぐという仕組みをつくっていただいているところです。

　これからも小規模なグループホームという姿をぜひ守っていただきたいということで、そのことを重度重複の医療的ケアが必要な障がい者の場合にでも書き加えていただきたいということが１点。

　それと、個別訪問ヘルプ利用ですね。これは３年に１回の経過設計になっていまして、今回も３年間据え置こうかという話になっておりますが、次はいよいよまた危ないんじゃないかと思われていますので、個別ヘルパー利用の恒常的な利用について可能とする制度にするということを盛り込んでいただきたい。

　それから３ページから４ページにかけてなんですが、現在グループホームを借りる、あるいは賃貸住宅を借りるとき、入居差別とか地域の反対運動がかなり強烈に展開されています。今は、条例をつくってその地域にはグループホームは入ってこられないようにするというような動きも、府下で現にあります。そういうことについて、本文では触れられていないです、まったく。

　ですから、入居差別に対する民間賃貸住宅での保証会社の問題からの入居差別問題、それから、グループホームの反対運動に対しても記述をいただきたいと思います。

　それと、前の意見具申では、消防法のスプリンクラーの問題とか、建築基準は書いていませんでしたが、公営住宅の目的外使用によって、建て替えのときに障がい者のグループホームは別の中古物件に、グループホームだけを移されるという非常に差別的な扱いを受けたことが発生しています。そういう目的外使用という空き物件しか利用できないという仕組みそのものもおかしいということで、意見具申には書いていただいていたのですが、その辺が抜けていますので、記載をお願いします。

　まだ言うていってよろしいですかね。それと、面的整備なんですが、地域生活支援拠点ですが、これも各市町村で議論がなかなか進まなくて停滞している。もちろん国が財源を保障しないという問題もあるんですけれども、それで今面的整備といったときにどういうふうにイメージしたらいいのか、各地域でばらつきがあるかと思います。緊急の受け皿とコーディネートさえあれば、何とかなるやろうというような形で思われたりもするのですが、やはり生活困難ケースは、生活の場をちゃんとつくっていって、一時的なものじゃなくて、そういう基盤をつくっていかないといけないということで、コーディネート機能に対する保障と。それと困難ケース、緊急ケースを受け入れられる受け皿をどれだけ増やしていくかという。ここではグループホームになってくるかと思うんですけれども、それの確保、緊急の受け入れをしてくれたときの加算とかですね。

　これは、国の報酬が出ているもので、なかなか自治体独自の加算は難しいといわれていますけれども、その辺の加算がぜひとも必要であったり。あるいは、相談支援だけが困難ケースの対応で、受け皿探しに奔走しているような状態がありますけれども、それではなかなか解決しないので、行政がきちんと連携していくような仕組み、そういうことを加えていただきたいと思います。

　その下の４ページ、下のほうの移動支援ですが、これも適切な場面で利用できるようにと、ちょっとぼかされているような書かれ方をしていますが、もともとこちらが言っていたのは制限問題です。市町村によっては、泊まりの１泊旅行は駄目やと言われていたり、バス旅行も駄目、居酒屋に行くのも駄目。もう今の時代、障がい者がサービスを使うからといって、どこに行ってはいけないというようなことはあってはならないわけですから、制限の問題として書いていただいて、必要とする場面で制限を受けることなく利用できるというような表記に改めていただきたいと思っています。

　そして、相談支援ですが、５ページのところ、これもさっきの緊急ケース、困難ケースの受け皿の、事業所に対するアドバイスができるスキルアップとか、報酬の改善の問題についても加えていただきたい。

　それから、触法ケースのことについて、意見具申では書かれていたかと思うんですけれども、それが抜け落ちています。触法ケースも、やはり受け皿がない。そして、司法との連携、地域定着支援センターとの連携などが課題になっていますので、その仕組みについて、受け皿について検討していくと加えていただきたい。

　そして、複合ケースという、高齢の家族との同居のケースですね。これもサービスにつながらずに、８０５０問題とか言われて大変な状況になっているんですけれども、それについて地域見守りシステムとかとの連携協働みたいなことも加えていただきたい。

　それから７ページ、まちづくりについてがかなり表記が少ないのですが、現在無人駅というのがかなり広がってきていて、障がい者が電車に乗ろうと思ったら、３０分ぐらい、隣りの駅から駅員が走ってくるのを待たされるとかいうような問題。そして、体調が悪くなったときに誰も助けてくれないという問題。駅のホームからの転落事故が相次いでいたりして、この無人駅そのものはやっぱりいけないんだということで、これも意見具申に書かれていた内容ですが、削られていますので表記をお願いしたい。

　そして、ホーム柵設置補助とか、ホームとの段差の解消というところも加えておいていただきたいということです。

　それとあと、公園の入り口とか、駅の出入り口は自転車が入ってこないようにするため、バイクが入らないようにするために、あっちこっちに柵が増えています。Ｐゲートとかいうて、Ｐ字型の。自転車が通ろうと思ったら、顔のところに当たるので通れない。ただ、それを付けられていくと、車いすが通れないというような問題が広がっておりますので、それについては何とか改善していく方向で記載をいただきたいと思います。

　教育のほうも入ってもよろしいですかね。自分ばっかりだとあれなんで。

○牧里会長

教育はちょっと待ってください。いや、「学ぶ」があるから入ってもいいかな。取りあえず、まちで暮らすというところに集中的に質問をいただきましたので、これに関して事務局で考えていることがありましたら、おっしゃっていただきたい。

　幾つか細かい点もありますが、細かい点を一つ一つということよりも、総括的にどういうふうに考えているかということを。

○事務局

本日は委員の先生のご意見をいただきまして、関係課と再度調整して、次回お示しさせていただければと思っております。

○牧里会長

それでは、ほかの方々からのご意見も伺いたいと思いますが。

○委員

今回、就労に関して難病も障がい者に入ると書いていただいているのですが、雇用率がないんですね、大阪府も大阪市も。公務員関係はまったく雇用率の中に入っておりません。

　私たちの子ども、１型糖尿病というのは二十歳まで小児慢性特定疾患助成はありますが、二十歳以上はまったく３割払っていますので、健常者として受けても、やっぱり低血糖発作を起こしたときに問題があって辞めざるを得なくなったりします。

　これに対して、障がい者の雇用率の中に入れていただければ、多少何とかなると思います。確かに施設は、ビッグバンにこの間、障がい者枠で入れてほしいとこんこんと言って、厚生省に聞いてくれということで厚生省に電話をして聞いたら、ビッグバンを障がい者枠で２割引いていただきましたけれども。こういう雇用率に対してとか、就労に関しての配慮はこれからですから、何とかしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい。ほかに皆さんどうでしょうか、ご意見。

○委員

すみません。

○牧里会長

一通りいただきましょうか。どうぞ。

○委員

今回のこの後期計画については、事前にいろいろと議論をしていただいて意見具申があって、それを踏まえてということで、今二つのことがここが抜けている、あそこが抜けているみたいな話になっているんですけれども。

その意見具申と、今回あえてそういういろんなことを飛ばしてきたというのは、何か意図があるのかどうなのか。事務局がどういう形でこれを整理しはったのか。

　この間、経過でいうと、そういう意見具申をやって、それを踏まえて後期計画に反映させていただけるようなことで理解していたので、最終案についてはその部分も含めて出てくるのかなと思っていたんですが、その辺が。あれも抜けている、これも抜けていると言われると、何がどういう形で今回の取りまとめ案になったのかを聞かせていただきたいなと思うのと。

　やっぱり、具体的に地域移行の問題などについても、計画推進に当たっていろいろと頭打ち状況が出てきている中で、具体的にここに問題があるのでここに手を入れますよというふうな計画でないと、意味がなかなかないのではないかと思うのです。

　だから、そこら辺では、やっぱり計画の中では進んでいない原因としてはこういうことが考えられて、ここのところに新たにこういう手立てを打つべきなんだというような表現を明記していただくということが必要なんじゃないかなと。そういう意味で、意見具申というのは、いろいろ細かいところも含めて議論をしていきたい内容ではないかと思うのです。

　それともう１点。今朝も自立支援協の会議の中でも出ていたんですが、暮らしの問題でいうと、ずっと障がい福祉計画で来ているんですが、だんだん６５歳以上障がいが増え始めているときに、どこまでを障がい者福祉計画の中でやっていくのか。６５歳になったらもう年寄りになるから、介護保険でいくから、そっちの計画になるのかね。その辺の位置付けがもうひとつよく分からなくて。

　今６５歳での移行を機に、いろいろと地域でもトラブルを起こしているというのがあって、ヘルパーの内容が違うとか、いわゆる介護認定と障がい支援区分認定、まったく意味が違いますので、その辺での移行みたいな部分については、今回どう考えるのか。

　地域移行もいいますが、事業所によってはかなり高齢の障がい者がいてはって、その人たちの地域移行なんていうたら、介護保険の事業所に移るのかどうなのか。何かちょっと進んできていて、どこら辺に問題があって、新たな課題としては何があるんだという整備の仕方をぜひしていただきたいと思うのですが、その辺全体がもうひとつよく見えないというところがあるので、その辺の考え方をお聞かせいただけたらと。

○牧里会長

特に意見具申と、今回のたたき台というのか、素案というのか、そこで漏れていたりというのが散見されるというご意見があったんですが、その関係自体をどういうふうに考えて今日まできたかという説明はしていただいたほうがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

はい、意見具申でいただきました意見につきましては、事務局で整理をしておりまして、本文で位置付けて記載すべきもの、そして具体的な事業の中で実現していくべきものという形での整理はいったんさせていただいておりますので、あまりに細かい事業内容的なものにつきましては、本文に入れるということではなく、事業の中で実現していきたいというような形の整理をさせていただいております。

　ただ、本日またご意見をいただく中で、やはり本文でも書くべきじゃないかというようなご意見をいただいておりますので、その点につきましては再度精査をさせていただきたいなと思っております。

　あと、課題があまり明確に見えてこないというご意見でございますけれども、その点につきましても再度持ち帰りまして、どのような形でそういった課題の認識が明確にできるのかというものを次回までに考えさせていただきたいなと思っております。

○牧里会長

一つは、たぶんその本文に記載するということと、施策の中に書き込むということと、その振り分けの作業を今されていると。それぞれ原課との調整もあるでしょうし、他の部局との調整もあるかもしれませんが、そういう作業中だとご理解していいんでしょうか。

○事務局

いったん整理した上で、この本日の資料は作成させていただいております。

○牧里会長

どの程度の整理になるか分かりませんが、意見具申で出てきたものがどんなふうに本文の中に反映されているとか、施策の中に反映されているかという、通常一覧表みたいなものをつくりますよね。そういう作業を今後していくのか、それはご勘弁願いたいということなのか、そのあたりも含めてひとつ、どう考えるかということは整理していただきたいということと。

　他の施策で、今委員からありましたように、介護保険サービスといいましょうか、それとの関連というのは、特に６５歳以上の高齢者の問題については、条件もずいぶん違ってくると。すると、そのあたりは障がい者施策で引き受けるのか、介護保険で担うのかという、このあたりの考え方の整理も要るかと思うんですね。

　これは、他の部局のことになりますから、部局間調整みたいなこともできますし、具体的に詰めないとどうするのかという施策も生まれてこないということがありますよね。このあたりの協議といいましょうか、というのは、今の段階でご紹介できることはあるんでしょうか。

○事務局

障がい者計画という理念の中では、特に年齢で切られているということではないということで、概念としては障がい者の方、どの年代でもということで整理はされているというところでございますが、実際のサービスを受けていただくに当たりましては、やはり総合支援法に基づく介護保険優先とか、そういった考え方も入ってくるということになっております。

○牧里会長

たぶんそのあたりの議論は、きょうは時間が取れないと思うのですが、先ほど今後のスケジュールで、第３節のところで、基盤整備とか関連施策のところは、少し整理した上でまたお示しするということになっていますので、その時点でいいんですが、やっぱりかなり大きな問題だと思うんですよね。大阪府でどうこうできるという話でもないかもしれませんが、そういう国の施策が持っている矛盾点というのがありますよね。それを大阪府としてはどう考えるのかという、考え方を整理しておく必要があるのではないかなと思っています。

　３節のところで、またそのあたりをご紹介いただきたいと思います。はい、ほかにどうでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

３ページの府立砂川厚生福祉センターのところで、私はちょっと気になっていますし、砂川のセンターでも課題になっていると思うんですけれども、強度行動障がいの人について、かなり行動の改善が進んで、地域移行が、受け皿が整備できれば、地域の中に可能だというような状況にきていると。

　だけれども、なかなか。支援力の問題もありますし、そういう人を受け入れるためには一般の住宅では難しいので、やはりそういう行動障がいのある人の特性に応じた住環境の提供する場合に、やっぱり建物を建てて受け入れるということもする必要があると思うんですね。その辺については、このグループホームのある住まいの確保の中の①、一番初めのところに重度重複障がい者や、医療的ケアが必要な障がい者など、さまざまな困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備に向けた検討というところにつながるかどうかということ。そういうことも含まれた中で、こういう表現をされているのかということをお聞きしたいということと。

　もう一つは、私どもも強度行動障がいの人たちの地域の暮らしの支援ということで、グループホームを建てて整備をするのですが、なかなか質の高いグループホームを整備するときに、宅地は高過ぎてもう建てられないんですね。そうかといって、市街化助成区域やったら、かなり規制が厳しくてなかなか認可されないということがあるのですが、これはちょっとまた視点は違うと思うのですが、この規制緩和みたいなところが国レベルのところにあるのかどうか分かりませんが、結構大きな課題としてあるので、そういうことも含めた検討というように読み込めるのかどうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○牧里会長

はい。かなり突っ込んだ話になってきましたが、そのあたりについては議論とか、もし何か検討しているということがあれば、ご紹介いただきたいと思いますが。はい、どうぞ。

○事務局

地域生活支援課です。一つ目の強度行動障がいの方々の受け皿の問題でご質問いただいている分でございますけれども、やはり強度行動障がいの方の特性に応じました建物の整備といいますか、そこのところが非常に重要だと認識しております。当然ここのところの表現では、強度行動障がいの表現は出ておりませんけれども、やはり私どもはそういった障がいをお持ちの方も含まれるものと思っておりますので、そういったところも含めての検討かというところを思っております。

○牧里会長

そういう施設というのか。

○事務局

生活基盤推進課です。今の委員の規制緩和のお話でございますけれども、当然別のものが答えましたように、強度行動障がいの方のグループホームというのもここに含まれているという認識ではおります。規制緩和の件につきましても、検討を進める中で、それが一つの障がいになっているんだということでありましたら、例えば国に要望するなり、そういった方策を考えていかないといけないと思っています。

○牧里会長

はい。ほかにいかがでしょうか。

○委員

精神障がい者の場合は、まだ地域で暮らすというのは非常に実践が少ないもんですから、具体的な提案等はあまりできないのですが。ここで書いてあります３番の地域で暮らし続ける（３）、この中のグループホームなんかのところでは、府営住宅の活用とか、賃貸住宅の活用、こういったこと、そして必要な福祉サービス等確保で、例えば地域生活支援拠点等の整備の話、そして、相談支援体制で関係機関の各課の役割分担。

　こういったことを具体的に進めていただきたいし、また私らもよく分からないことなんかをいろいろご相談しながらやっていきたいと思っています。

　自立支援協議会の機能強化というのも入れてありますが、確かに今まで自立支援協議会の実態がよく分からなかった部分はありますから、地域で暮らすということでぜひ自立支援協議会の活用といいますか、機能を高めると。そういったことをぜひ取り組んでいただきたいなと。

　⑥の障がい者に対する十分な理解。これは非常に遅れているという部分もありますし、精神障がい者の生活の実態なんかも分かっていないというところもございますから、ぜひ精神障がい者なり家族なりを活用して、住民理解につなげるといいますか、そういう取組みに、ぜひわれわれを活用していただきたいなと思います。

　そして、福祉サービスを担う人材の確保。これも非常に問題がいろいろあろうかと思いますけれども、ぜひハード面、要するに住宅の確保などと併せて地域でこういうサービスを担う人材の育成、ソフト面の強化とか、そういうことをぜひよろしくお願いしたいと思っています。

　いろいろ進捗する段階で、またいろんなお願いをしていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。要望だけです。以上です。

○牧里会長

はい、ほかにご意見はございますか。はい、お願いします。

○委員

生活場面の地域のまちづくり、まちで暮らすというところですけれども、地域移行という言葉に今国が力を入れておりますけれども、問題になるのは、例えば私たちは一つの場所で暮らしています。すると、なかなか困難というのは地域で手話ができない環境があります。

　ですので、グループホームについても、ろうあ者関係におきましては、大阪でいうと二つ団体があります。

　こちらでは手話ができまして、手話についても分かる団体、また、そこでグループホームをつくっています。そして、ろうあ者に対する、また、重複障がいの者に対するものも含めて支援ができるようにつくっていっております。

　なぜかというと、地域に移行したとして帰ったとしても、手話で話ができない。また、支援員も手話ができない。結局コミュニケーションができないので、生活するだけでも苦しい。孤独である。それは、もう以前から分かってきたことです。

　地域の手話を必要とする、また発話を必要とするろうあ者に対しては、グループホームがあっても支援をするほうで難しくなる。受けられなくなる。

生活場面の最後に、聴覚障がい者を尊重する、議論はまだですけれども、５７ページの（４）十分なコミュニケーションを確保すると書いてあります。これは、どちらかというとさまざまな場面を集約しての書き方です。でも、私たちが言いたいのはそうではなく、地域でも必要であると。その部分で、情報コミュニケーションが行き届いた考え方を入れていく必要があると思っています。そこに力を入れてほしいと思っております。以上です。

○牧里会長

はい、コミュニケーションのことについては、また後で触れていただきますが、今のところはそういうコミュニケーション支援というのが、やっぱり地域密着型でないと、結果として聴覚障がい者の人たちの生活圏を狭めていくのではないかというご意見として承りたいと思います。これについて何か意見はありますか、事務局として。特に、承っておくということでいいですか。はい、ほかにどうでしょうか。

○委員

２ページ目の②精神科病院からの地域生活への移行というところで、下に４行ほどの文章が書かれています。これはこれでいいのですが、毎回同じ文章でこのように書かれているものの、実際に退院して地域生活への移行が行われた方の実績というのが、ここ２年、データで見ますと非常に低くなってきています。

　国基準でいけば、４２０人ぐらい年間あるはずのところが、昨年度は９７人となっていますし、実績の数値が減ってきているのはなぜなのかというあたりの深まりというのがないまま、同じ文章でずっと突き進むことに何かしら足りないものを感じています。

　できることでありましたら、１年以上入院となっている方々に、その人たちの退院を見据えて障がい支援区分の認定を行い、グループホームとか、障害年金とかの各種退院後の暮らしをこんなふうにして可能だよという希望を本人たちが感じることができるような、つなぎといいましょうか、制度の紹介も含めたつなぎを行うなどの関わりをもう少しきちんとしていくという。そういう地域の取組みが要るのではないかと感じています。

　そこのところが、広域コーディネーターの配置ということで、これは二次医療圏の保健所にお一人だと思うのですが、その配置で果たしてかなうのかと心配です。

○牧里会長

はい、だんだん時間が迫ってきたんですが、まだ後半部分が残っていますので、一応、一部の委員にまだ意見があるみたいなので、その方々以外で言っておきたいという方を優先したいと思うのですが。はい、どうぞ。

○委員

　１ページなんですが、親亡き後はこれが深刻な問題であるということが書いてあって、下のところにその後の介護や財産管理などをどうするかという問題が発生しますと、下には書いてくださっているわけなんですが、やはり知的障がい者においては成年後見制度というのはとても大事だと、親亡き後ということで、私たちの中ではとても話題になっております。

　そうしたときに、６１ページの具体的な取組みと目標のところには書かれてはいるのですが、やはり利用促進法なんかもありますし、計画も立てていかなきゃいけないというところから、文章の中にもそのことを載せていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい。どうぞ。

○委員

　２ページの真ん中あたりですね。数値目標のところで、地域移行を進め、１８歳以上の障がい児入所施設利用者０と。これは、以前は、今年度２９年度末には０にするという話を３年間延ばして、医療型の障がい児入所施設においては、もう取っ払っちゃった。もうずっと入っていてもいいですよという形になって、福祉型の障がい児入所施設だけが３年間また延びたということなんです。

　施設でも、何とか社会へ向けてということで取組みをしているのですが、やはり若干残ってしまいます。お母さん方、保護者の方も、一生懸命やっても、四国のほうまで各施設を回ってやっているんですが、受け皿がやはり見つからない子どもたちがいます。

　医療的ケアが常時必要ではないんやけど、年に何回か発作が起こるから、普通の施設では受けられませんというケースであったり、なかなか集団になじめないというお子さんが、大人の施設に移行ということで取組みをするのですが、なかなか実際に受けてくれる施設がない中で、目標だけ０にしましょうということで今進んできています。

　これは、大阪府だけではなく、国がこういう形で進めてきているとは思うんですけれども、そのあたり、今後どうなるのかなと。事業者としては本当に、行き先がないのに目標だけが０。誰のせいなんやという話になったときに、本当にこの目標が利用者のためになっているのかなというのが、懸念されるのかなというところです。

○牧里会長

はい、ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

失礼します。６ページの⑥で、障がい者に対する住民の理解ということがありますが、障がいに対する住民の理解という意味。広く言えばそういう形になると思うんですが、ここの項目はグループホーム等が円滑に設置できるようにという形での、施設設置のときのコンフリクトの問題。それをなくすために住民の理解を進めようと。そのために広報啓発を行いますという形になっておりますが、私たちは人権相談をやっておりましても、施設の反対というような相談もあります。

　また、４ページの一番上にもありますように、民間賃貸住宅での入居拒否ということも、やはり何度いろんな事業者を回っても拒否されるんだという相談が、ずっと人権相談の中でされています。

　そういう意味では、住民の理解というのも、賃貸住宅のときも、事業者だけが理解が少ないということじゃなくて、やはり住民から反対があるんですとか、入居組合の中で反対がありましてねと。そういうことで事業者がお断りをするとか、そういうことを考えて、先ほどもありましたように、家賃の保証協会とかが事前に無理ですというようなことを言ったり、そういうことにつながっていると思います。

　そういう意味では、この障がいに対する住民の理解というところ。施設のコンフリクトだけではなくて、賃貸住宅の入居差別とか、そういうところにも広く広報啓発を進める必要があると思いますので、この関係機関において公報啓発を行うという関係機関が非常に、さまざまな関係機関になるのではないかなと思います。

　このような形で、やはり地域住民への理解を進めていくという啓発のところは、全体に関わるのではないかと思いますので、それをこの中で事業者への啓発も含めて整理できたらと思います。以上です。

○牧里会長

はい、ほかにいかがでしょうか。あともう一人、二人にしていただきたいのですが。後半がちょっと残っていますので。

○委員

１８ページですが、幼児教育の充実というところで、支援情報を。二つ目ですね、支援情報の適正に引き継ぐよう小学校と連携を図りますと書かれていて、これは非常に重要なポイントだと思うんですが。大事なのは、この移行の支援というのはすごく重要ですが、これは小学校との連携だけじゃなくて、小学校から中学校、中学校から高校への移行の支援というところが非常に重要やと思いますので、その辺を検討していただきたいということ。

　もう１点は、高等教育の充実ということで、大学でも学習面での合理的配慮の提供等々という学習支援というところで、２１ページに書かれていますけれども、発達障がいのある大学生の場合は、在学中というか就労。要するに就職活動は、就労に向けた支援が非常に重要で、障がい特性からしてなかなか想像するというのが苦手なので、体験しないと分からないということもありますので。この辺は就労とも関係するのかもわかりませんが、就労の支援というか。福祉サービスも利用できないんですよね、大学生は、就労移行支援事業とかね。だけど、在学中から非常に支援が必要なので、その辺についてどのように考えるのか。

　１８ページのライフステージを通じた継続的な支援というところで読み込めるんだったら、そういうことかなとは思いますが、その辺をちょっと。感じたところを述べさせてもらいました。

○牧里会長

はい。まだありますか。もう簡潔に。あとちょっとしか時間がありませんから。

○委員

はい。教育の「学ぶ」でちょっと言わせていただきます。小中学校の後期中等教育の、１８ページから２０ページあたりなんですが、もともと意見具申案で言われていました保護者の付き添いを強制されるという問題ですね。この前も大阪市内でずっとあって、呼吸器を付けてはる人の給食に親が立ち合わないといけない。ミキサーをかけるために毎日来させられるという問題がありまして。

　特に重心の人とか、親の付き添いがずっと求められている問題がありますので、それはぜひとも書いていただきたい。

　それとあと、通学支援は小中高と結構書き込んでいただいていたので、何かできるのかなと期待していたんですけれども、結局ばっさり削られているように思います。それだけ事務局も、他部局との関係でいろいろ厳しい議論にはなっているかと思いますが、何らかの表現をお願いしたいと思っています。

　そして、２０ページのところで、府立支援学校の充実なんですけれども、これからも将来推計。丸の二つ目ですかね、将来推計を実施して、今後もますます支援学校の生徒数が増えるとなっていますが、今後もそうなのかというのは、のけてもらいたいなと。

　といいますのは、大阪市内で２校が増えましたので、それを含んでのことでの推計になっていると思われますので、それは避けていただきたいのと、これからはやっぱり地域の教育環境の整備だろうと思いますので、その辺を加えていただきたい。

　そして、インクルーシブ教育の項目を最後、２１ページ、２２ページに加えていただいたのはいいんですけれども、これはここにも書かれていますように、教育全般に通じる課題ですので、これを冒頭に持ってきていただきたいなと。小さいころから、小中高の段階をずっとそれでいけるようにしていただけたらと思います。

　それと、「働く」の３２ページでちょっとひっかかったんですが、②の表現ですが、障がい者雇用の不安の除去というタイトルでよろしいんですかね、これは。むしろもう少し前向きに「理解の促進」みたいな、企業等の障がい者雇用の不安の除去というのはマイナスイメージかなと思います。

○牧里会長

はい。多くの方々から意見をいただきましたが。細かい点はともかく、事務局として何かお感じになったこととかありましたらご意見をいただきたいと。はい、どうぞ。

○事務局

自立支援課でございます。先ほど委員から５７ページ、（４）番、十分な情報、コミュニケーションを確保するといった章に関しましてご意見をちょうだいいたしました。地域密着型の意思疎通支援も必要であるというご趣旨のご意見でございます。

　これにつきましては障害者総合支援法に基づいて都道府県、市町村、それぞれに意思疎通支援事業の実施が義務付けられているところでございます。その上で、都道府県は特に専門性の高い意思疎通支援、市町村が日常生活に必要な意思疎通支援といった役割分担が行われています。意思疎通支援に関して意思疎通支援を担う方々の養成、そして派遣といった事業を展開しております。

　このように、市町村と都道府県がそれぞれに役割分担、連携して意思疎通支援事業を展開していくということとなっていることからも、ご指摘を踏まえて市町村との連携についても、この計画上の記載についてはこれから検討をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。以上です。

○牧里会長

はい。ちょっと後半にも重なってきていますけれども、後半に入る前にお約束どおり、休憩の時間を取りたいと思います。あまり長時間は取れませんけれども、トイレ休憩ということで、１０分程度休憩を取りたいと思います。

　４０分再開ということでいいでしょうか。３時４０分再開。はい、３時４０分までには、着席をお願いしたいと思います。では、休憩に入りたいと思います。

（休憩）

○牧里会長

はい、それでは再開させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。まだ着席なさっていない方もいらっしゃいますが、時間がまいりましたので、後半を始めてまいりたいと思います。

　冒頭に申し上げましたように、これから後半ですね。生活場面のⅣ～Ⅵですね。「心や体、命を大切にする」から、「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」という三つの生活場面について検討をお願いしたいと思います。これも、まず事務局からご説明をいただきたいと思います。

○事務局

はい、事務局でございます。そうしましたら、資料２の４１ページから進めさせていただきたいと思います。

　生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」の章でございます。まず、（１）の①でございます。医療サービスの充実。一つ目の丸のところに、障がいに対する医療機関や医療スタッフの理解を深めるための啓発を進めていくといった表記をさせていただきました。４２ページでございます。

　②番、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者への支援の充実でございます。第１期障がい児福祉計画の成果目標に連動した記述となっております。この中で関係機関による協議の場の設置などといった事項について記載をしてございます。

　（２）リハビリテーションを受けるということで、４３ページに入ってまいります。

　三つ目の丸でございます。この中では、高次脳機能障がいへの支援について記載をさせていただきました。

　少し飛びます。４９ページでございます。生活場面のⅤでございます。「楽しむ」のセクションです。もともと芸術やスポーツが中心の記載となっておりましたけれども、生活の質を高めていくためには、旅行、観光、娯楽といった身近な余暇活動を支援する視点が必要であるという意見具申を受けまして、まずは余暇活動の充実や活動内容の拡大に主眼を置きまして、余暇を楽しむための環境整備、そして移動手段の確保といったことを軸に記載いたしました。その後、特出し的にスポーツへの支援、そして芸術への取組みといったものの支援について記載をさせていただいています。

　スポーツに関しましては、オリパラ開催に向けての大阪府の取組みについても記載させていただいたところでございます。

　では、５４ページをご覧ください。生活場面のⅥでございます。「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」でございます。この中では、まず現状の評価と課題というところでございますが、この１段落目後半でございます。この中で、障害者差別解消法が施行され、大阪府では障害者差別解消条例を制定し、取組みを行ってきている点につきまして、そして、２段落目につきましては、相模原事件に関しての記述をさせていただきました。

　３段落目でございますが、近年起こっております地震等災害についての記載をさせていただいております。

　そして、４段落目でございますけれども、大阪府の手話言語条例の施行に伴う言語としての手話の認識、普及の重要性について記載させていただきました。

　５５ページをご覧ください。（１）でございます。障がい者や障がいへの正しい理解を深めるということで、①といたしまして、障がい者や障がいについての広報啓発に関する記載をしてございます。

　二つ目の丸でございますけれども、この中では行政側からの取組みだけではなく、府民や事業者が自ら進んで合理的配慮を実践していくための取組み促進を進めていきたいという記載をさせていただきました。

　（２）障がい者が尊厳を保持するというところでございますけれども、一つ目、①が障がい者差別の禁止ということでございます。

　二つ目の丸に、大阪府の差別解消条例による相談解決の仕組みを通じた差別解消の取組みの推進とか、市町村における体制整備、対応力の強化について記載しております。

　②が障がい者虐待等の防止でございます。５６ページの一つ目の丸でございますけれども、市町村の対応力強化、そして専門機関との連携協力体制の確保、事例検討による虐待防止策の充実といったところにつきまして、記載させていただきました。

　③番、権利擁護の充実でございます。二つ目の丸には、意思決定支援の重要性ということでの記載をさせていただいております。

　（３）番、安全安心の確保の部分でございます。①の防災の推進につきましては、この５６ページから５７ページにかけて記載しておりますけれども、内容といたしましては、現在のところ、全市町村におきまして要避難者名簿が策定済みとなっている状況でございますけれども、今後はそうした要支援者を災害時にどのように支援をしていくのかといった視点で方向性を記載させていただいております。

　中身といたしましては、平時における訓練の実施の重要性、そして、障がい特性への配慮の浸透、そして、一次避難所における障がい者への配慮の視点とか、二次避難所である福祉避難所のさらなる確保といったような視点をお示しさせていただきました。

　５７ページでございます。（４）番といたしまして、十分な情報、コミュニケーションの確保というセクションを設けてございます。この中では、視覚、聴覚障がい者などに対する必要なコミュニケーション支援や情報保障の重要性、そして、特に専門性の高い意思疎通支援者の養成に関すること。

　三つ目に、社会参加促進センター、盲人福祉センター、谷町福祉センターを移転集約して新設いたします福祉関連情報発信コミュニケーション等支援拠点の設置運営に関すること。

　最後に、手話言語条例に基づく必要施策の取組みを展開していくといったようなことについて記載させていただきました。以上でございます。

○牧里会長

はい、それでは、皆さまからご質問、ご意見を再びいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

すみません。医薬品のことについて、ここに記載されていませんね。私たちの子どもはインスリンを１日中打っていますので、２４時間ポンプを付けております人も、日に４回から８回インスリンを打っています。なければ、４８時間ぐらいで死亡し、２４時間ぐらいから意識はなくなるんです。

　そのために要援護者として認めてもらいたいと、私は市に出しまして要援護者と認めてもらいましたが、市町村によっていろいろありましたり、別の市に勤めていますから、要するに別の市には名簿もなく、途中で地下鉄ででも災害が起こったときには死ぬのを覚悟していると本人は言っていますが、こういうのを何とか医薬品を手に入れる方法というのは。障害者手帳もありませんし、難病者に対しても、私のところのように二十歳以上は健常者なんです。

　何も証拠がないんです。これから災害が起こったときに、どうしたら大阪府として難病者に対しての何か証明するものを出してもらえるか、もし本人が意識不明の場合は、親とか友達がインスリンをどこかの病院へ行ったらいただけるものかどうかというのを疑問に思っています。

　居住市は一応消防所にも名前を置いてもらっていますし、私のところは病院が近くにあります。そこのパソコンにも私が聞いたら入っていると言われたので、居住市で被災したときにはうちの子どもは助かると思うのですが、他市やいろんなところでたくさんの人の中で、まったく勤めに行っているから何もないというので、こういうのはどうしていったらいいのか一度聞かせてもらいたいと。大阪府でも言っていますけど、何も答えが返ってこないんです。

　健常者やから。それなら健常者やったら健常者で、就職も健常者並みに取っていただいたらと、しかし、それは駄目。そういう中途半端な。難病というのは中途半端なんです。何とかしてもらえないかなと、きょう初めて出席させてもらった中で、こういうことを言っていいのか悪いのか分かりませんが、やっぱり言うべきかなと思って言わせてもらいました。すみません。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい、ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

５４ページですかね、「人間（ひと）として尊厳を持って生きる」と。この中で相模原事件のことが書いてあります。これを受けて、５５ページなりで少し表現していただきたいんですけれども、この相模原事件の犯人は、理事長に出した手紙とか、警察の供述なんかを聞きますと、障がい者は社会の役に立たないとか、死んだほうが幸せだとか、そんなことを言っとるんですね。

　これが、少なくともこの事件の引き金といいますか、原因か引き金か。そういったものになっていると思うんですね。

　ですから、この５５ページの障がい者差別の禁止の中に、もう１項目ぐらい、相模原事件の原因とも思われる障がい者は社会の役に立たないとか、死んだほうが幸せとか、こういった考え方に対して、やっぱりこれは障がい者に対する偏見であり、差別というよりもっと、蔑視だと思うんですね。偏見であり蔑視だと。

　こういったものを是正していくための、取組みみたいなものが必要ではなかろうかと考えますので、よろしくお願いします。以上です。

○牧里会長

はい、ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

はい、医療の項目から言わせていただきます。医療の４１ページの下のほうですが、公費負担制度で、前は極力低廉な、来年度から医療費負担は変わるのですが、極力低廉な費用でと書かれていたと思うのですが、今回過大な負担にならんように、過度の負担にならんようにというような表現になっているので、値上げを前提にしてきているのかなと、勘ぐるところです。

　極力低廉なでいいと思いますし、あと償還払いも問題になっていますので、自動償還をしてもらえなかったら、毎月役所まで行かなあかんということはえらい問題になりますので、その償還等の手続き面においても負担にならんようにという表現を入れていただきたいと思います。

　それから、入院中の課題があんまり書かれていないのですが、精神障がい者でも内科とかで入院するときは嫌がられたり、知的障がいの人も個室やないとあかんと言われたり、身体障がいでも付きっきりでないと認められないとか、かなり大変な課題がありまして、今、重度訪問介護の対象拡大になるんですけれども、その辺の課題はぜひ。重度化、高齢化によって医療との連携は増えていますので、通院とか入院の課題について書いていただきたいと思います。

　そして、「楽しむ」という項目は、前は障がい者は文化活動とかスポーツばっかりやらなあかんように書かれていたので、今回普通に楽しむということを加えてくださいよというのを入れていただいて、ありがとうございます。ただ、どこででも楽しめるようにすることとか、４９ページの下から２段目ですが、大人の方はこれまた移動手段の確保で済まされているのですが、これも移動支援の充実とか、交通機関の円滑な利用ということで、ここもさまざまな場面における合理的配慮の提供等を加えていただきたい、明確に書いていただきたいと思います。

　人間（ひと）としての尊厳ですけれども、１番の①障がい者や障がいについての広報啓発のところですが、結構嫌な思いをしたというのは障がい者の場合毎日のように起こるわけなんですが、それでもまだまだ泣き寝入りをしたり諦めたりという事例も多くあります。嫌な思いをしたというのも差別解消法の対象にならないかもしれませんが、事業所啓発とかを積極的に進めていただいて、未然防止に努めるということと。

　あと、府民への啓発はあるのですが、障がい者自身に対する啓発が抜けています。障がい者はまだまだこの法律を知らなかったり、自分が差別を受けても、言ったら余計に嫌われるみたいにちゅうちょしてしまう場面も多いので、ぜひとも言っていいんですよというのを知らしめていく、当事者に対する啓発は盛り込んでいただきたいと。

　そして、この間、合議体の議論を見ていてあれっと思うのは、この前バニラエアでタラップを上らせたケースで、合議体の議論の中で、事務局がサービスを結局使えたからこれは差別ではないんじゃないかみたいな議論が議事録に載っています。これはさすがに、障がい者の感覚から大きくずれていく。何でこんなふうになるのかなと思ったら、合議体の中でどうもあっせんというのまではいきたくない。そうしたら、不当な差別というふうにはできる限り言わないでおきたい。そうしたら、サービスを使えたら差別ではないみたいな、そんな構造の議論になっているのかなとも見えます。

　こうなっていったら、もうこの仕組みは台無しなので、サービスを使えようが使えまいが、差別は差別としてちゃんと当事者の感覚に立って、ちゃんと議論をしていただきたいと思っています。

　だから、この障がい者差別の禁止、２番の①ですけれども、あくまでも障がい者の立場に立って解決を進めるという文言を盛り込んでいただきたい。

　そして、２番の②虐待防止ですけれども、これも８０５０問題で、結構放置されているとか、もう命が危ないという虐待問題もありますので、そこでもちょっと。前は８０５０問題とか虐待の芽となる事案の案件を盛り込んでいただいていましたので、意見具申で。それを盛り込んでいただきたい。

　最後、防災ですけれども、これは結構話が進んでいろんな課題を書いていただいたところです、５６ページの下の部分ですが。ただ、避難行動要支援者名簿の更新というよりは、今は重度の人しか対象にしていないという問題ですので、これは対象拡大と書いていただきたいということとか、あるいは避難所のマニュアル改定というのは、後のところでも出てくるのですが、避難行動要支援者支援プラン、市町村プランの作成指針を大阪府が策定しておられますが、それについての改定も含めて内容の充実と書いていただきたいと思っております。以上です。

○牧里会長

はい、ほかの皆さんどうでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

すみません、医療のところなんですが。一つは先ほど委員からも出た、いわゆる入院時の対応の問題で、ずっとヘルパーを付けるのか、それとも医療のほうなのかというので議論をしていて。いつも医療のほうは、福祉のほうはということで、今回、重度訪問介護の関係が一部受けるとなりましたが、中身は要するに看護師さんに介護の仕方を教えにいくということに過ぎないわけで、現実的にその辺の課題をどういうふうに解決していくのかという部分については、もう少しいろんなところで協議を進めていただくということで、きちんと課題にしていただきたいというのが１点。

　もう一つ、二次障がいの関係なんですが、一応、大阪府の場合は障がい者地域医療ネットワークということで、いろいろ協議をしながらつくってはいただいたんですが、例えば脳性麻痺（まひ）の方で、頸椎（けいつい）の揺れがあっていろんな不定愁訴が発生してくるという二次障がいの場合に、頸椎のオペができる病院は全国でも３、４人しかドクターがいなくて、中四国からも大阪まで来られているんですが、どうもその先生もぼちぼち引退とかという話になっています。

そういう意味では、例えばそういう治療に関わってもそうなんですが、もう少しそういう二次障がいに関わるような医師の養成とか、そういったことも課題になっているのではないかと思うのですが。脳性麻痺の方々は、その先生がオペができなくなったらどうしようと、すごく不安に思っている方々もたくさんおられるので。その辺の課題は、育成という点でも検討していただけないかなというのが医療のほうです。

　もう一つは、個人の尊厳のところで、防犯の関係なんですが、一応ここでは地域社会の問題ということで書かれていますが、実はやまゆり園事件以降、大阪府でも各福祉施設における防犯対策チェックリストみたいなのをつくっていただいて、対応していただいたりしていたんですが、一時そのために必要な防犯ブザーを付けるんやったら予算をつけますよみたいなことを言われた時期もあるのですが、それもすぽっと消えてしまっているんですけれども、福祉施設における防犯対策の問題は、たぶん課題としては、ここの中では位置付けていただく必要があるのではないかと思っています。

○牧里会長

はい、ほかにいかがでしょうか。マイクをお願いします。

○委員

４１ページの医療サービスの充実のところで、先ほど委員からも医療が使いにくいというような、医療の現場で拒まれるということがあるというご意見が出ておりましたが、補助犬の使用者におきましても、しばしばそういう場面に出くわすと聞いております。厚生労働省も医療機関に対して、障がいをお持ちの方がどんなふうに利用できているかという調査をしようという案も出ていると伺っていますが、この文言の中におそらく含まれているとは思うのですが、そういう状況がありますということも皆さんに知っていただきたいと思いまして、発言させていただきました。

　そして、４９ページも同様に、娯楽の場面、いろんなお店を利用しようと思ったときに、障がいをお持ちの方ということで拒まれるということももちろんなんですが、それに加えて、補助犬が同伴しているということで拒まれるというケースも多く耳にしておりますので、合理的配慮という点においてどうなのかということについて、広く周知していただければと思います。

　それと、５６ページ、防災の推進。これにつきましても、補助犬は同行避難できると実は記載はされているんですけれども、現場では何で避難所に犬がいるんだというような誤解を受けるようなこともまだまだあります。そのようなことがないように、マニュアルの中にしっかり盛り込んでいただく等明記していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい、ほかにいかがでしょうか。はい、松上さん。

○委員

虐待防止のところで私がすごく気になっているのは、虐待防止法で、身体拘束は虐待だとなっているんですが、やむを得ず身体拘束をする場合に、切迫性、非代替性、一時性、そして本人、保護者に対する同意と記録を書くと。それでできることになっているのですが、実際その手続きが整ったからといって、ずっと身体拘束、行動制限をされているというのは、これはネグレクトになるし、心理的虐待にもつながると思いますので。この辺は市町村に、そういったやむを得ず行動制限、身体拘束をしている事例については届け出て、市町村もそこに適切に支援をするというような形ができないかなと。

　本当に２５％か３０％が被虐待者なんですね。行動障がいのある人ですので、その辺のところが何か文章化できないかなと思ったりしていますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

○委員

　５６ページの権利擁護のところで、先ほど意思決定の重要性というところで、発達障がいの方は、特に自閉症スペクトラムの方は、コミュニケーションのところが乏しいためになかなか意思決定を伝えられないことがありまして、このところで５７ページ、重要な情報、コミュニケーションを確保するというところで、市町村でのＩＴ講習会ということで、ＩＴＣをうまいこと使えれば、コミュニケーションのできる方もたくさんいらっしゃいますので、そういうところで意思決定を上手に伝えられるような状態にしていただけるように、もう少し掘り起こして書いていただければありがたいなと思いました。

　もう１点、防災の推進なんですが、先ほども委員がおっしゃったように、避難行動要支援名簿には重度の方しかいらっしゃいませんけれども、発達障がいの方で感覚過敏の方では、特に軽い方もすごく大変な状態で、避難場所にはなかなかそういうところへ行けない状態の方もいらっしゃいますので、そういったところでも地域の方々に分かっていただけると。その場所には行けないけれども、大変な人であるということが分かっていただければありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい、ほかにどうでしょうか。だいたい意見が出たので、事務局からもし何かコメントがありましたらいただきましょうかね。

○事務局

はい、事務局でございます。最初に委員からいただきましたご意見でございます。避難所における医薬品の確保ということでございますけれども、その点につきましては、大阪府といたしましてもそういったものが必要になってくるという部分において、共通の認識は持たせていただいております。備蓄をしなくてはいけないということにはなっているわけなんですが、実際にどういったものをどれくらいの量確保していくのかということに関しましては、また市町村との協議等が必要になってくるということでございますので、本日いただきましたご意見をまた持ち帰らせていただきまして、今後の関係機関との調整に生かしていきたいと思っております。

○牧里会長

ほかにはないですか。

○委員

先ほどのご質問は、もちろん自分のところで登録するのはいいんだけれども、勤務先で被災した場合は、そういうものの受取りの対応というのは、やっぱり何らかの調整がないとできないんじゃないかというご意見やったんですが、そこら辺は何か考えられるんですか。

○事務局

その辺につきましては、そういった問題点も想定して今後つくっていかないといけないということを持ち帰って、お話をさせていただきたいと思います。

○委員

すみません。ちょっと。

○牧里会長

はい、どうぞ。追加。

○委員

神戸のときにものすごく困りまして。厚労省へ電話したら三日待てと言われて。三日待ったら葬式が終わっているから、私が送ってもいいですかと言って、もう全部大阪府では船で大阪港から神戸港まで、高波も何もありませんでした。送りました。

　それでも、後から兵庫県警から私を逮捕すると言われたんです。厚労省がいいと言うたのに何でやと、私はものすごく大もめして、毎日新聞社を連れて兵庫県警へ行きました。

　それで解決したんですが、やっぱり民間でそういう取引きをしたらいかんとか、それなら公的にちゃんとしてくれるんかと言ったら、公的なものは一番最後ですね。自助、共助、公助ですよってね。そういうところも分かっていただかんと、私たちの子どもたちは生きていけないんです。やりとりしないといかん場合もあります。そういうことが現実にありました。私がその被害者です。

　ですから、何とか。もうあしたに起こるかもわかれへんので、何とかしていただきたいと思います。

○牧里会長

はい、そういう深刻な問題があると受け止めていただいて、どういう方策が考えられるか、また検討をお願いしたいと思います。

　医療関係ですから、今日は医療関係者は来ていたかな、医師会とか。そこが動いてくれないと、どうしようもないところもあるし。

　先ほど委員からありましたよね。腕のいい医者をもっと養成してほしいとかね。要望としては出せるけど、このあたりの問題についてどう整理するのかということも、検討課題かと思います。

○牧里会長

ほかにありませんか。はい、何か意見があるそうです。

○委員

障がい者の尊厳というところで、情報コミュニケーションの保障について、具体的に記載されています。

　これは、ここだけじゃなく、全部のところを通して共通した意味で書いてあると思うのですが、それはそれでいいと思うのですが、ただこの書き方ですと、以前からコミュニケーション情報にアクセスの面では。それは全てに共通しているので、ここにまとめて載せています、ということが続いています。

　例えば、先ほどお話ししたようなグループホームの中で、一つの小さな社会の中で聞こえない人が。発達障がい者を含めていろんなところに入ったときのコミュニケーションができないというところまで、細かくちゃんと調べて、そこまで支援をしてもらえるかというところが弱いと思います。

　その保障のために、１カ所でもいいので、それぞれの場面のところに情報コミュニケーションという言葉をきちんと、それぞれに入れていただきたいと思います。その必要があると思います。そういう意味です。そういうところがあるのとないのでは、ずいぶん違うと思っています。

　もう一つは、ちょっとさかのぼって先ほどの話でもよろしいでしょうか、教育のところで。ちょっとさかのぼって申し訳ないんですけれども、府に質問がございます。２０ページ。④大阪府立の支援学校の充実のところの、丸が五つ目のところ、五つ目の丸のところです。

　支援学校は、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等というふうな記載がございます。そういう面で、特別支援学校があります。そこに、聾学校、聴覚支援学校も入っています。

　聴覚障がい者の支援の学校、そこと、例えばハローワーク、または生活・就労センターと連携してほしいと思います。

　なぜかといいますと、大阪ろうあ会館のジョブコーチがあるのですが、その話をお聞きしますと、聾学校に通っている単一の聞こえない子どもたちが情報コミュニケーション保障。特に手話通訳者や要約筆記者を付けるというのがほとんどになるのですが、実際はそれ以外の重複障がい者、聴覚との重複障がいの人もいるわけです。

　そういう障がいを持っている人がいて、その人たちは学校で学んで、その後行きたい社会に入っていくわけです。

　社会に入っても対応できるような訓練などを受けないまま、社会に入るわけです。聴覚支援学校、ハローワーク、職業生活の支援センターなどの連携が絶対に必要だと思います。その中で、いろんな経験をして、次に就職、社会に出ていくという流れがある。その流れが実際にあるかどうか。今日でなくてもいいので、ぜひそういう連携があるかどうかを調べて、教えていただきたいと思います。

○牧里会長

今の意見について、追加の意見はありますか。先ほど市町村と大阪府のコミュニケーション支援の役割についてご紹介がありましたが、今出てきたのはもうちょっと掘り下げて、テーマごとにコミュニケーションの問題と、就労支援とか教育支援という連携ということが問題なんじゃないかという。はい。追加発言がありますね。はい、どうぞ。

○事務局

自立支援課でございます。ただいま委員からいただきました情報保障に関してと、先ほどご意見を賜りました補助犬に関しまして、併せてお答えをさせていただきたいと思います。

　まず、補助犬に関してご意見ありがとうございます。ご指摘を踏まえまして、バリアフリー、ユニバーサルデザイン全般に関しての取組みとしても捉えられるべきところがあるかと思いますので、計画上適正な位置付けとなりますよう、また記載のほうも調整の上、検討させていただきたいと思います。

　ご意見をちょうだいいたしました情報保障につきまして、総合支援法の意思疎通支援事業の範ちゅうにとどまる部分に関しましては、先ほど私からお答えさせていただきました記載の検討で対応させていただきますとともに、意思疎通支援事業でカバーできない部分につきましては、関係部局等とも調整の上、対応を検討させていただきます。以上でございます。

○牧里会長

はい。だいたい後半について、ご意見は出尽くしましたかね。多少時間は余裕があるので、前半に戻ってもいいんですけれども、全体的にまたちょっと言いたいということも、今のようにコミュニケーションとか教育の課題について言いたいということもありましたし、もし後半の部分で一応意見が出尽くしたということであれば、全体を通じてまた意見を言いたいという方がいらしたら、意見を聞くことにしましょうか。いいですか。そういう。

　一応だから、後半の部分は取りあえずこれで、集中的に意見を言っていただくことは閉じまして、全体にわたって意見をいただくと。

○委員

教育のところだと２０ページなんですが、支援学校は公共職業安定所や障害者就業・支援センターと連携を図るという、就労に関するネットワークを支援学校はつくっていくということはあるのですが、就労した後、やはり現在は雇用率も上がっていますし、就労をする人は多いのですが、どこにもつながっていなくて。そういう機関とかにつながっていないもんですから辞めていってしまうとか、その途中の経過がなかなかつかめていなくて、辞めた後すごくその人たちは知的障がいのある人なんかでも立ち直るのがとても遅くて、ひきこもりになったりする人もいるわけなんです。

　そういう中で、やはり就労後のところの学校と定着支援事業所だとか、就業・支援センター、就職させた後もつなぐように学校もやっていただけたらな思っております。

○委員

教育の２０ページ。「学ぶ」のところの２０ページなんですが、府立支援学校の充実のところで、丸の三つ目で自立活動というのが出てくるんですが、これがよく分からないです。支援学校の中での自立訓練なのかなとも見えるのですが、普通学校とかは割と就労で、支援学校は自立活動とかというような表記になっているかと思うのですが。それぞれの障がいに応じての進路があるべきでありまして、自立生活への移行支援が、やっぱり学校時代から体験も含めてあればというのを意見具申でも何度も言ってきたんですが、その辺の表記がちょっと弱いので、それも含めて足していただけたらと思っております。

　それと、意見具申案の最終版を確かもらっていないような気もするのですが、案段階のものしか。この前５月に配られたのは、案段階のものかな。

○事務局

あれが最終版。

○委員

あれが最終版にイコール。日付も入っていなかったですが。

○事務局

はい。それでは、日付が入ったものをメールで送らせていただきます。

○委員

内容は変わらないんですか。

○事務局

はい。

○委員

皆さん、お持ちじゃないんやったらメールででも、また。結構いろいろ議論をして、いいことは結構盛り込んでくれたかなと。それは評価しておりますので、またそれも比較して見られるように、皆さんにもご配慮いただけたらと思います。

○委員

すみません、先ほどお話しした二つ目の、聴覚支援学校とハローワークとか、就業・生活支援センターとの連携が。その連携をしていらっしゃるかどうかを調べてほしい、調査をしてほしいということを言いましたので、それはまた後ほどお答えいただきたいと思うのですけれども。

○牧里会長

はい。それは確認だけしましょうか。そういう連携について、今、実態は把握できていますか。できていなければ、調査の上、報告をしていただくことになりますが。

○事務局

すみません、支援教育課です。委員のおっしゃっておられた、聴覚支援学校とハローワーク、あるいは就業・生活支援センターとの連携、おそらく基本的には就労に向けて実際の連携はあるはずなんですけれども、どの程度、あるいはどういった、どれぐらいのというところについては、調べてまたお答えさせていただきたいと思っております。

○牧里会長

はい、よろしいですか。

○委員

はい。結構です。

○牧里会長

はい、どうぞ。

○委員

はい、すみません。教育のところの特別支援学校の問題で、先ほど児童生徒数の増加のところをカットとおっしゃいましたが、実際教育庁の調査等では、増加する可能性が非常に高いということが調査では出ていて、実際に今過密過大の学校って結構多いという状況の問題もあって。

　それともう一つは、医療的ケア児の通学問題というのは結構深刻で、実は大阪市管のころにはその辺の対応がされていたのが、府管に移ったらそこがなくなっちゃうみたいな状況が出たりして、その辺が府管で、今まで市管の時代の支援学校の水準をどうしていくのかみたいなことも含めて、きちんとした検討課題として明確にしておいていただきたいというのが１点。

　もう一つ、２２ページの中で、地域で学ぶのところに、ここでは障がい者の学習意欲に応え、図書館や公民館などの社会教育施設において学習できる機会を充実しますというのがあるのですが、この間文科省もいろんな働き場の中で、それぞれの条件に合った障がい教育のあり方みたいなものを、もう少しちゃんと体系的に検討していかないとあかんのではないかというようなことを、文科省自身が言い始めているのですが、これをずっといつも聞くのですが、何か教育庁はあまりここら辺のことは考えたくないのか、何なのか。その辺は今日お見えになっていないんやったら、よく調整をしていただければと思います。

　それと、あと就労関係のところでちょっと気になっていますのは、就Ａ、就Ｂの質の問題みたいなことが書かれているのですが、実は今非常に大きな問題になっているのが、就Ａ事業所が突然基準の強化とかで、たくさんできたんですが、突然閉鎖するということで、逆に失業してしまうという状況が生まれてきている問題について。ここら辺はいったいどういう方向で、今後の就Ａとか、放課後デイなんかもそうだと思うのですが、いろいろ質の問題を言われている部分については、府としてはどういう方向性でこの辺の適正化を図っていくのかということは、明瞭に打ち出してもらわないと、せっかく就Ａで期待して就職して、倒産しました、閉鎖しますと、またいわゆる失業してしまうというふうな、そういう状況が全国でも起こっていて、実際大阪でもそういう事業所も出てきているので、その辺の問題をどうしていくのかという方向性は明確にしておいていただきたいと思います。

○牧里会長

今すぐ答えられるのかどうか分かりませんが、大きく二つあったように思います。いろんな事業の中で、教育だけに限らないのかもしれませんが、府の所管している事業が市に移管していく中で、そこの引き継ぎが、ギャップがあったりしてはいないのかというご質問ですね。そういうことを把握されているかという。

　もう一つは、特に就労Ａに関してだと思いますが、法人も含めて民間事業所が熱心にやっていただくんだけど、いかない場合に閉鎖してしまうことがあると。そのあたりの事業体の継続支援というんでしょうか、連携というのでしょうか、そのあたりは何か把握はされているのかという。あるいはそれについて何らかの方策というのでしょうか、はお考えなのかというご質問かと思います。

○事務局

すみません。生活基盤推進課です。指導を担当しているのですが、委員がおっしゃいましたように、Ａ型の廃止の問題というのが全国的な話になっているというのはあります。もっとも、質の向上を目指すということで、今年度当初から厚生労働省が省令等を改正したということが一つのきっかけになっているんですが、報道されておりますように、倉敷とか高松市、そして名古屋等で一斉に事業を廃止するということが起こっているのですが。

　大阪府内の状況については、一応８月末時点の状況というのは、権限移譲をした市町村さんに対しても照会をかけておりまして、１０の事業所が廃止されていると。

　昨年１年間で１９事業所が廃止ということなんで、まだそんなに大きくは、省令改正を受けて、同じ法人のグループ事業所が一斉にやめるというような状況にはまだ至っていないと。

　そして、廃止した事業所さんに対しては、特に改めて国からまた通知が出ておりまして、一番守らなくてはならない利用者さんの次の事業所を探す便宜の協力とか、実際にそのために、その方々から希望をどういうふうに聞き取ったというような経過記録もしっかり見極めると。そうした上で廃止届を受け取るというような通知も出ております。

　大阪府としては、プラスその裏を取るといいますか、それぞれの援護者さん、市町村さんに実際にこういうふうにスムーズに移動ができるような状況になっていますかということまで現在確認を取っておりますので、そういったことで対応をしていきたいと考えております。以上です。

○牧里会長

教育庁の方、来ておられますかね。放課後デイなんかはどうなんだみたいなことも、ちらっとおっしゃっていたけど。はい。

○事務局

すみません、支援教育課です。たぶん、先ほどおっしゃっていただいたのは、医ケアの子の通学の支援の話やったかと思うんですけれども。大阪市で実施されていて、府に移管された段階で、府の基準で今やっておりまして、実際にはおっしゃるとおりなくなっております。

　その辺につきましても、一応われわれでも課題といいますか、そういう状況であるということは認識しております。

○事務局

それからすみません。先ほどの委員の、２２ページの地域で学ぶというところですけれども、障がい者の学習機会の充実ということに関しましては、地域教育振興課が担当しておりますので、本日参加しておりませんので、また持ち帰ってご連絡させていただきます。

○牧里会長

はい。よろしくお願いします。ほかにどうでしょうか。ご意見。はい、ちょっと。発言をなさっていない方を優先したいと思いますので。どうぞ、はい。

○委員

施設の関心のある者として質問をさせていただきたいのですが、まず、施設における虐待防止の５６ページの最初の丸のところですね。皆さんご存じの、施設虐待におきまして、いろんな研修を、最後のところにも研修の実施と書かれていますが、私も何度かこれに携わるのですが、多くは職員の資質を問うものばかりで、研修は。

　実は、虐待というのは事業所の中の環境で起きてくることのほうが多いと私は思っています。それから考えると、大阪府さんが虐待防止に関する事業所指導等を行いますと書かれているのですが、虐待を予防するために府が入って指導されているんだということにすごく私はびっくりしたんですが、そういう取組みをされているんですか。虐待をさせないという、そういう指導をされているんですかね。

○事務局

再びですが、生活基盤推進課です。虐待の担当もしております。施設従事者等の虐待の担当ということで。

　委員がおっしゃいました指導のことですが、いわゆる虐待の防止をするためのいろんな取組みですね。例えば風通しのよい施設の職員体制にするとか、外部からかなり意見を取り入れるとか、基本的な研修を施設の中でやってくださいとか、そういった基本的なことを、まず１年に１回集団指導といいまして、全施設を呼び集めてやるような指導の場面があるのですが、その中で虐待というパーツで指導というか、研修みたいなことをしていることはあります。

○委員

個別指導ではないんですね。

○事務局

ないですね。そういう指導も当然。事案が発生した場合には現場に当然入っていって、指導を行うということもやっております。以上です。

○牧里会長

はい、よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員

虐待の防止の問題に関連して。私はずっとこの４年間ぐらい、障害者虐待防止・権利擁護支援者養成研修の国研修のプログラムづくりとか、実際に講師をしていて。国の中で一つ大きなポイントとして、虐待防止の対応スキームというのが、虐待防止体制を整備するということと、通報義務を活性化していくということが重要なんで、私はそのプログラムをつくって具体的にチェックしていく。要するに、整備体制のところはですね。そういうのも、市町村、都道府県向けの研修なんかで使っていますので、おそらくそういうことも今後されてくるんじゃないかなと。それも含めて指導とおっしゃっているのかなと理解しています。

　それと、一つは発達障がい。特に、重い知的障がいを伴う自閉症の人のコミュニケーション支援というのがやっぱり遅れていると思うので、コミュニケーション支援のところで、一つ有効なのは、ペクス（PECSR）ですね。Picture Exchange Communication System。絵カード交換式コミュニケーションシステムというのがあって、何かそういうのをペクス等みたいなもので、コミュニケーション支援を重視させていくみたいなことも。あまり自閉症の人のコミュニケーション支援は出てきませんので、何かその辺を表現していただくとありがたいなと。それだけです。

○牧里会長

はい。もう少し具体的に方法論というか、ということも、書けるなら書き込んだほうがいいんじゃないかというご意見ですね。はい、ほかにどうでしょうか。

○委員

　５５ページの、障がい者や障がいへの正しい理解を深めるというところと、（２）の尊厳保持のための①の障がい者差別の禁止のところですが、中身ではなくて表現で気になるところなんですが、啓発のところも、府民や事業者が自ら進んで合理的配慮を実践できるよう促進するということとか、障がい者差別の禁止のところで、事業者の主体的な取組みの促進を図りますということで、府民、事業者の項目で書かれているのですが、先ほどの説明では、行政だけではなく事業者も取り組んでいくというふうな説明があったと思います。

　障害者差別解消法とかが、やはり行政と事業者とを分けるような仕組みになっていまして、大阪府の差別解消条例も、事業者対象という形で事業者のところが書かれていると思うのですが。行政もこの啓発とか、あるいは障がい者差別の禁止、合理的配慮を進めていくということを文言として必要ないのかどうかということですね。私は、行政もここの計画の表現の中には入れておくべきだと思います。

　例えば、行政で差別解消のために対応要領とかを定めてやっておられますけれども、市町村の中にはまだ対応要領をつくられていないところがあったり、体制、相談窓口は整備されていっているということもありますが、私どもの相談の中でも、やはり行政の窓口で理解してくれないとか、あるいは事業所の窓口でちゃんと受け止められないということがあって、私どもの相談に来られるということもやはりありますので。

そういう意味では、ここの文言の中で事業者への取組みを進めるということだけじゃなくて、行政が進めるのはもちろんというか、行政も含めて事業者も取り組んでいくという形で、行政の表現を入れるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○牧里会長

はい、これについてはどうですか。行政といっても、庁内のほかのセクションに対して。障がい福祉担当は一生懸命だけど、ほかのところは無神経というか、無関心といったことはよくあるのですが。

あと、大阪府は熱心でも市町村は熱心でないところがあったり、ばらつきがあると思うんですね。この辺は、強制力はあまり発揮できないんだけれども、どういう方法が可能なのかとか、いろいろ苦労もされているんだろうと思いますけれども。ご紹介できるものがあれば、おっしゃってください。はい。

○事務局

事務局の障がい福祉企画課の権利擁護グループです。まさに委員のご指摘のとおり、差別解消法は、行政機関が事業者さまに対して、差別の禁止の規定を設けているものでございます。こういった計画の中で、どういった表現にするかにつきまして、そういったご意見もありまして、またこちらで検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○牧里会長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員

委員に出させていただいていますので、この５０ページのスポーツに関するところの分野で、要望的なものになるかとも思うのですが。

現在、スポーツに取り組んでいる方々の支援というのがこの四つの丸なり丸の部分で多いと思うのですが、新しくスポーツをこれからしようというような部分。これはやはり教育の中で培っていくものだろうということで、ここの障がいの部分とはちょっと、教育庁の関係になるかとは思うのですが、障がい者の府立支援学校の中での部活動なり、こういうような支援を今後続けていっていただくことによって、新しいスポーツをやる人口が増えてくるだろうと。

　全国の障がい者のスポーツに出てくる方も高齢化されて、なかなか競技者が少なくなってきていると。やはり新しい選手をつくっていくというのは、学校教育の、支援学校から部活動なりクラブ活動をするという、そういう支援をぜひ、何かやはりいろんな課題があるからなかなかうまくいかないんだろうということもありますので、その辺の支援。取組みの中ででもいろいろ考えていっていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい、ほかにどうでしょうか。

○委員

もう１件お願いします。

○牧里会長

はい、どうぞ。

○委員

先ほど委員がお話しされた内容なんですが、障害者差別解消法または改正障害者雇用促進法、そこでは理解を広めていく中で、行政もきちっと理解を広めていってほしいというお話だったと思うのですが、それに関連しまして、大阪ろうあ会館の通訳派遣の中で、ちょうど事例が一つか二つありますので。

　警察なんですけれども、障がい者、聞こえない人を例に言いますと、実際に以前あったことは、自転車のライトを付けないで自転車を走らせていて、警察官に何かを声で言われたんですが、聴覚障がい者で聞こえませんからそのまま行ったんですね。そうすると、警察官が前に来て、静止。自転車の進行方向を止めるというか、ハンドルを持って止めたんです。

　そこでちょっと問題になりまして、本人と警察。そこはあいまいなんですが、どちらかがけがをしたんです。そういうことがありました。

　それをまとめて言いますと、警察官は本人を見て何かを言うわけです。聞こえないので、自転車を止めろという指示が聞こえませんでした。たまたまその人は、声が上手に発音できる人だったんですね。その人はしゃべれるわけです。

　そうすると、警察官はしゃべれるから聞こえると思って、またしゃべってくるわけなんですが、いえいえ、声は出せるけれども聞こえないので筆談をお願いしますと言ったんですが、警察官はそれを認めてくれなくて、ずっとしゃべり続けて、結局捕まって逮捕されました。そういう事例がありました。

　警察官に対して、障がい者の差別解消法であるとか、その辺の理解の普及が必要であると思います。

　５６ページなんですけれども、真ん中あたり。障がい者が刑事または民事の事件で当事者になった場合という記載があると思います。これもやはり必要だと思うんですけれども、障がい者が事件を起こす。何か、それが起こる前に。たまたまその事件が起こった相手が障がい者だった。そのことをしっかり事前に障がいに関して理解してほしいということも、障がい理解ということも、ここに記載してもらえたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○牧里会長

はい。今のは、例えば警察官にこういうコミュニケーション理解を進めるということは、今までも何か取組みがあったんでしょうかね。

○事務局

事務局の障がい福祉企画課です。警察も対応要領を作成しまして、職員研修をやっている中で、われわれ障がい福祉企画課に講師として来てくれという依頼もございますので、またそういった機会がありましたら、委員のおっしゃった例も含めて、障がい理解がさらに警察内部でも広まるように私としても進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○牧里会長

今言われたような事案というのか、事例集というのは、何か収集されているということはあるんですか。

○事務局

いや、われわれでは、そういった、たぶん警察も対応要領をつくっていますので、そこで相談窓口を設けておりますので、そちらにそういった事案がもしかしたら上がってきているかもわかりませんが、そこの点はすみません。私でそこは把握はできておりません。

○牧里会長

合理的配慮ということで努力はされているんですけれども、なかなか具体的な理解を一般の人は特に考えにくいですから。やっぱり分かりやすくするには、こういう事件があった、事案があったということを通じて、こういうことが合理的配慮なんだなとかね。理解が加わると思うんですね。

　そういう意味では、そういう収集をするということも、一つの広い意味での啓発活動になるんじゃないかなと思いましたけれども。またご検討ください。

　はい、ほかにいかがでしょうか。だんだん時間が迫ってまいりましたが、こう迫ってくると、どうしても発言がしたいという人が出てきますけど。では、事務局どうぞ。

○事務局

よろしいですか、すみません。支援教育課です。先ほどおっしゃっていただいたことなんですが、支援学校におけるスポーツ、いわゆるクラブ活動なんですが。おっしゃっていただいたように、例えば帰るときのバスの発車の時間とか、そういったような課題は確かにあります。そういったことも含めまして、支援教育課としても関係機関、部局とも連携しながら、今後検討していかないといけないなと考えているところです。

○牧里会長

はい、どうでしょうか。もう出尽くしましたかね。まだ意見が言い足りないという方もいらっしゃるかもしれませんが、まだたたき台ですので、事務局に直接おっしゃっていただくのも結構ですし。一応、委員会としては、ここで皆さんからお聞きしたということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

　はい、それでは予定の時間が来ましたので、あとは事務局に皆さんがお伝えしたいこと等がございましたら、お願いしたいと思います。

○事務局

委員の皆さま方におかれましては、たくさんのご意見をありがとうございました。本日、各委員のお立場からさまざまな意見をいただきまして、それらも踏まえまして、また修正案を作成し、次回の協議会でお示ししていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○牧里会長

はい、もしなければ、これできょうの委員会は閉会にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局

それでは、以上をもちまして「第４２回　大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

（終了）